

市町村地域防災計画の修正状況について

市町村地域防災計画の修正については、本防災会議の議決により、会長が処理することができる事項となっており、下記のとおり修正の協議があったものについて、支障ない旨回答しています。

なお、第2次地方分権改革に伴う災害対策基本法の改正により、市町村地域防災計画の修正については、それまでの「事前協議」から「事後報告」に改正されていることを申し添えます。

1 平成22年度（2市2町）

市原市（震災編のみ）、 柏市、 長南町、 睦沢町

2 平成23年度（3市1町）

- ・ 災害対策基本法改正前

市川市（震災編のみ）、 富里市、 九十九里町

- ・ 災害対策基本法改正後

松戸市

※ 主な修正内容

- ・ 津波避難計画の修正
- ・ 大規模事故対策編の追加
- ・ 地震被害想定 of 修正
- ・ 減災目標の設定
- ・ 救援物資受け入れ方針の設定
- ・ 災害時要援護者支援体制の整備 など